

[事案 2023-96] 損害賠償請求

・令和 6 年 4 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、所得税等相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 8 月に被保険者（夫で契約者）が死亡したため、平成 6 年 8 月に契約した終身保険にもとづき死亡保険金を請求したところ支払われたが、以下等の理由により、納税した死亡保険金に対する所得税等相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 被保険者は、飲酒と喫煙が原因で入退院を繰り返していたにもかかわらず、入院給付金を飲酒等に費消して入院費を支払えない状態となったため、平成 11 年 11 月に一時的に本契約の契約者を自分に変更した。
- (2) 被保険者は、病気で飲酒をしなくなったため、本契約の契約者を再度被保険者に変更することを希望し、保険会社の担当者と面談しようとしていたが、タイミングが合わず面談はできなかった。
- (3) 平成 29 年 8 月（被保険者死亡前）に担当者と面談し、その際に担当者は、契約者を変更しなくても所得税の対象にはならないから大丈夫と説明した。実際には、その説明は誤っており、自分は所得税等が課税され、納税した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 国税庁の見解では、死亡保険金については、保険料負担者と保険金受取人が同一人物の場合には所得税が課税される。
- (2) 本契約の契約者を申立人に変更した際、被保険者には収入がなく、実質的な保険料の負担者は申立人であると述べていた。また、長期間にわたり保険料振替口座は申立人および申立人の母の口座であったため、本契約の保険料は、ほぼ全期間にわたり申立人が負担していたものと考えられる。
- (3) 仮に平成 29 年 8 月の面談時に契約者を変更していたとしても、被保険者は一度も保険料を支払うことなく死亡しており、保険料の実質負担者は申立人であるとして、所得税が課税されていたと考えられる。
- (4) 当社担当者が、死亡保険金に対し相続税が課税される前提の回答をしたことは不適切であり改めてお詫びするが、担当者が正しい説明を行ったかどうか、また、契約者変更手続の有無にかかわらず、本契約の保険料の実質負担者が申立人であり、所得税が課税されることに変わりはない。そのため、申立人に損害が発生したということはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人と担当者とのやり取りの状況等を把握するため、申立人および申立人妹、ならびに担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解

決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 担当者は、本契約の募集人ではなく、平成 29 年 8 月の申立人との面談までは、申立人と面識はなく、本契約の存在および内容も知らなかった。
- (2) 担当者は、事情聴取において、面談の際、申立人から本契約に関する質問を受けたものの、担当者が持参したタブレット端末上では本契約の内容を確認できなかったため、即答をせずに一旦証券番号を控えてオフィスに戻り、保険会社の支社に架電して本契約の存在を確認した、その際に支社から相続のしおりを持参して説明することを勧められたため、相続税が課税されるものと思い込んで、申立人に相続税ですねという話をした旨を陳述している。
- (3) 担当者の説明は明白な誤りであり、その原因は、担当者があえて面談の場で税金に関する質問に即答せずに支社に確認をしてから回答したにもかかわらず、本契約の契約者、被保険者および保険金受取人の関係の確認を十分に行わなかったこと、支社の応答者もこれらの関係を十分に確認せずに相続税が課税されることを前提に相続税のしおりを持参して説明するように提案してしまったことにあったと考えられ、この誤った説明が本件の紛争の一因となったといわざるを得ない。